



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和7年3月31日(月) 号外(第11号)

目次

	ページ
告 示	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	2
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	2
訓 令	
○群馬県庁議規程の一部を改正する訓令(秘書課)	3
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	3
○群馬県公文書管理規程の一部を改正する訓令(総務事務管理課)	6
災害対策本部規程	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	6
国民保護対策本部規程	
緊急対処事態対策本部規程	
○群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(危機管理課)	7

■ 告 示

◎群馬県告示第106号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

2の項(26)中「、LINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに」を「及び」に改め、同項に次のように加える。

(49)エンターテインメント・コンテンツ課におけるLINEスタンプ、CD並びに音声及び映像配信の売上分配金の収納に関する事務

(50)群馬県県有施設共通パスポート条例（平成13年群馬県条例第10号）第1条の共通パスポートの発行に係る申込みが群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」により行われた場合における当該共通パスポートの料金の収納に関する事務

◎群馬県告示第107号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

表メディアプロモーション課の項中「、LINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに」を「及び」に改め、同項の次に次のように加える。

エンターテインメント・コンテンツ課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	エンターテインメント・コンテンツ課におけるLINEスタンプ、CD並びに音声及び映像配信の売上分配金の収納に関する事務
-------------------	-------	---------------------	--

表地域外交課の項の次に次のように加える。

財政課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県県有施設共通パスポート条例（平成13年群馬県条例第10号）第1条の共通パスポートの発行に係る申込みが群馬県LINE公式アカウント「群馬県デジタル窓口」により行われた場合における当該共通パスポートの料金の収納に関する事務
-----	-------	---------------------	--

訓 令

群馬県訓令甲第二号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県庁議規程の一部を改正する訓令

群馬県庁議規程(平成四年群馬県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項中「スポーツ局長」を「農林大学校長、スポーツ局長」に改め、
知事戦略部副部長、地域創生部副部長」及び「産業経済部副部長」を削る。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

群馬県訓令甲第三号

県 庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十三条の四を削る。

第三十三条の三の見出し中「試験研究職員」を「職員」に改め、同条第一項中「による」の下に「勤務時間を割り振らない日(これらの規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第三十四条の二において同じ。)」の設定又は「単に「割り振り」を「割り振り等」に、「第三十三条の二」に改め、同条第二項中「割り振り」を「割り振り等」に、「勤務時間の申告・割り振り簿」を「申告・割り振り簿」に改め、同条第三項中「割り振り」を「割り振り等」に改め、同条第四項中「割り振り」を「割り振り等」に、「勤務時間等割り振り状況報告書」を「勤務時間の割り振り等状況報告書」に、「当該割り振り」を「当該割り振り等」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、人事課長が別に指定する方法により報告をしたときは、同項の報告があつたものとみなす。

第三十三条の三を第三十三条の四とし、第三十三条の二を第三十三条の三とする。
第三十三条第二項中「若しくは第四項」を削り、同条を第三十三条の二とする。

第四章第一節中第三十三条の二の前に次の一条を加える。

(健康及び福祉の確保に必要な勤務時間の確保)

第三十三条 所属長は、職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

第三十四条の二第一項中「又は代休日」を「代休日」に、「であっても」を「又は勤務時間を割り振らない日であっても」に改め、同条第二項中「職員」を「又は勤務時間を割り振らない日に職員」に、「第三条第二項第一号」を「第三条第二項」に改める。

第三十四条の三中「第七条の二」を「第七条の二第二項」に改める。

別表第二家畜衛生研究所の項を削る。

別記様式第十号の八を次のように改める。

三 水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。
附則
この規程は、令和七年四月一日から施行する。

■ 国民保護対策本部規程
■ 緊急対処事態対策本部規程

群馬県国民保護対策本部規程第一号
群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

群馬県国民保護対策本部長 山本一太
群馬県緊急対処事態対策本部長 山本一太

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の組織及び運営に関する規程(平成十八年群馬県国民保護対策本部規程第一号及び平成十八年群馬県緊急対処事態対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部の部衛生・食品班の項第二号を次のように改める。

二 水道水(放射能汚染に係る使用規制を含む。)の確保及び供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。

別表第二知事戦略部の部知事戦略部長デジタルトランスフォーメーション推進監グリーンイノベーション推進監の款広報紙の項中

を [] を [] に改め、同
[] エンターテインメント・コンテンツ課長

表健康福祉部の部健康福祉部長の款要配慮者対策班の項中「介護高齢課長」を「地域福祉課長」に、
「地域福祉課長 健康長寿社会づくり推進課長」を「介護高齢課長」に改め、同表産

業経済部の部産業経済部長の款観光班の項中「観光魅力創出課長」を「観光リトリート推進課長」に改める。

別表第二の二総括調整担当の項中「危機管理・防災係長」を「防災対策係長」に、

「計画推進係長」を「危機管理係長 支援調整係長」に改める。

「避難対策係長」

別表第四保健福祉班の項第三号を次のように改める。

三 水道水の供給に係る水道事業者又は市町村への支援に関すること。
附則
この規程は、令和七年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
